

議第140号 呉市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

本市が管理する道路等の占用料の額について、国道の占用料の額の改定に準じた改定を行うものです。

2 改正の内容

近年の地価水準の変動を反映させるために行われた道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正（令和元年政令第112号による改正）による国道の占用料の額の改定に準じ、本市が管理する道路の占用料の額を改定します。

また、これに伴い、道路占用料の額に準じて定めている河川、準用河川等の占用料の額についても、同様に改定します。

3 施行期日

令和3年4月1日